

報告第13号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月31日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年7月18日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	平成29年3月6日 午前10時50分頃
事故発生場所	西脇市郷瀬町 605番地 西脇市役所
相手方	市内女性
原因・状況等	庁舎1階ロビーにおいて臨時福祉給付金申請書受付業務を行っていたところ、多数の方が並ばれていたため、職員が椅子を運び設置しようとしたときに、手が滑り椅子が対面に座っておられた相手方の方に倒れ、相手方が負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等 90,090円を賠償する。 その余の請求権の放棄